

建設工事指名競争入札事務取扱要領

高知県土木部

第1 入札参加者

1 入札参加資格

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）の指名競争入札における入札参加者の一般的な資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 工事にあっては対象工事に係る業種について高知県建設工事競争入札参加資格を、委託業務にあっては対象委託業務に係る部門について高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあっては、その手続開始後に知事が別に定める手続により、高知県建設工事競争入札参加資格又は高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 指名の日以後落札決定までの間に、建設業法第28条第3項又は第5項の規定に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (5) 指名の日以後落札決定までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) その他、高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成19年3月23日付け18高建管第871号副知事通知）に基づき入札参加者の選定を行うこと。

2 指名業者選定

- (1) 指名業者の決定は、指名競争入札参加の指名伺（別添1）により決裁を受ける。出先機関にあっては、所長、事務次長及び技術次長の3者（事務次長の配置のない出先機関にあっては、事務次長を除く。）で協議のうえ指名業者選定を行う。この場合においては、必要に応じて事業担当課長に補佐させができるものとする。

指名伺には、指名理由書（別添2）を添付して、併せて決裁を受けるものとする。

- (2) (1)の処理は、高知県土木行政総合情報システム（以下「総合情報システム」という。）を利用して行う。総合情報システムが活用できない他部局課室にあっては、別添1及び別添2を別途調製する。

- (3) 指名競争入札の執行においては、入札参加者名が外部に漏れないよう細心の注意を払うこと。入札完了後入札記録によって公表するまでは、指名業者名のみならず、指名非

指名の別等を含む、指名競争入札の執行に関わる一切の情報を公表してはならない。

- (4) (1) から (3) までの規定は、所内事務所に関係のある指名競争入札の場合に所内事務所長が所管事務所長に対して行う指名業者の推薦について準用する。

3 指名通知以後の入札執行等

- (1) 電磁的記録を用いた指名競争入札（以下「電子入札」という。）は第2、電子入札によらない入札（以下「非電子入札」という。）は第3により、それぞれ指名通知以後の入札手続を行う。
- (2) 他部局課室で、電子入札によることができない指名競争入札の案件にあっては、第3による。

第2 電子入札における入札執行等

1 指名通知の方法

- (1) 電子入札では、電子入札システムにより指名通知を行う（指名通知を受けた者は、電子入札システムと連携する入札情報システムでの閲覧が必要。）。
- (2) 電子入札の指名通知書では契約番号、入札件名、入札書提出締切日時の記載となるので、予定価格等のほか入札条件の詳細は、閲覧用指名通知（別添3（電子入札用））を入札情報システムに掲載することにより、周知する。
- (3) 相手方が指名通知を見たかどうかは、電子入札システムで確認できる。

2 設計書等の閲覧

- (1) 電子入札では、電子閲覧方式に限る。閲覧場所を設けての、閲覧用設計書等の書面閲覧は行わない。
- (2) 電子閲覧は、指名通知の日から入札情報システムに設計書等を掲載する方法で行う。設計書等はそのままPDF化したものを掲載するが、PDF化にあたりプリントアウトした際に情報が欠落することのないよう、レイアウトには注意すること。
- (3) 機器の故障等の事情により電子閲覧が困難な閲覧希望者に対しては、そのコピーを貸し出す等の便宜を図ること。

3 設計書等に関する質疑及び回答

- (1) 指名業者から設計内容に関して質疑があったときは、指名業者全員に質疑内容及び回答を電子メールにより通知する。
- (2) 質疑及び回答は必ず電子メールにより行うものとし、電話等その他の方法でのやり取りは行わない。質疑は、電子メール書面によるものに限る。
- (3) 質疑及び回答文書の様式は、任意で差し支えない。
- (4) 回答の最終期限は入札期限（入札価格の登録期限をいう。以下同じ。）の2日前とし、質疑提出の最終期限は入札期限の7日前とする（4の(2)又は5(2)により質疑回答期間を延長又は入札書提出期間を短縮する場合には、それに応じて適宜変更する。）。

4 設計内容の軽微な変更による入札の続行

- (1) 指名通知後の質疑等を踏まえ、予定価格の算出基礎となる設計書の内容について再精査を行った結果、設計内容の変更を要すると判断した場合にあっても、次の要件をすべて満たすものに限り、設計内容の軽微な変更として入札を続行することができるものとする。

- ア 入札参加資格要件（指名理由）及び入札参加条件の変更を要さず、工期等を大幅に変更するものでないこと。
 - イ 設計内容の変更が、入札の公平性を害さない程度に軽微なものであると認められるもの。
 - ウ あらかじめ指名通知において、設計内容の軽微な変更により入札を続行する場合があることを示し、かつ、入札を質疑回答後から開始することとしたものであること。
- (2) 設計内容の軽微な変更により入札を続行することとした場合は、次のアからウまでのとおり取り扱うこと。
- ア 質疑回答の最終期限までに、軽微な変更を行った設計書を改めて作成し、決裁を受ける。このとき、質疑回答（案）の伺に変更した設計書を添付し、質疑の回答と併せて決裁すること。
 - イ 指名業者に対し、質疑への回答と併せて、変更資料等を改めて提示し、入札を続行する。
 - ウ 決裁後、開札までに予定価格を調製する（軽微な変更により、設計書に記載した金額が変更される場合は、変更後の設計書によること）。

5 入札書提出期間及び開札日時の設定

- (1) 電子入札における入札金額の登録（入札書提出）は、質疑回答の最終期限の翌日から開札日の前日までに行なうことが定められており、指名通知を行った日の翌日から開札日までの期間は14日間以上とするとともに、質疑回答の最終期限の翌日から開札日までの期間は2日間以上とすることを原則として開札日を設定する。
- (2) 案件によって期間短縮を行うことは差し支えないが、指名通知を行った日の翌日から開札日までの期間について、最低限10日間（やむを得ないと認められる場合は、7日間）は確保すること。
- (3) 開札日については、同一の土木事務所管内にある他の発注機関（農業振興センター、林業事務所等をいう。）と調整のうえ、可能な限り同一の日とならないように設定すること。
- (4) 同一の入札実施機関において1日に複数の入札を実施する場合においては、開札時間は次表のとおり設定することとし、同一の開札時間を設定している案件は原則として契約番号順に開札するものとする。

一般競争入札	1件当たり30分又は1時間間隔で設定
指名競争入札	入札実施機関の電子証明書1枚につき1時間当たり4件程度とし、1時間単位で設定

6 工事費内訳書の取扱い

- (1) 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、全員必ず、電子入札システムによる入札金額の登録時に電子ファイルによる工事費内訳書（別記様式によるものとするが、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくともよい。以下「工事費内訳書」という。）を添付ファイルとして提出しなければならないものとする。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムで添付ファイルとして提出する場合には、押印は必要ないこと。ただし、電子入札案件において、認められて紙の入札書による入札を行う入札参加者については、書面で工事費内訳書を提出することになるので、押印が必要となる。
- (3) 工事費内訳書の提出を要する入札において、落札者となり得る者が工事費内訳書を提

- 出していないとき（提出された工事費内訳書に記載事項の不足その他の不備（軽微な誤りは除く。）があると判断される場合を含む。）は、その者を失格とする。
- (4) 落札者となり得る者から提出された工事費内訳書について、当該入札案件のものと特定できない場合（工事費内訳書の工事名、工事番号又は合計金額が、当該入札の該当項目又は入札金額と一致しないもの等をいう。）は、その者を失格とする。
- (5) 落札者の工事費内訳書は、契約締結時において契約書に定める請負代金内訳書に代わるものとして取り扱うものとする。
- (6) 再度入札となった場合の工事費内訳書は、再度入札の金額登録時に併せて提出しなければならない。

7 落札決定

- (1) 指名競争入札の落札決定には、特に決裁は不要であること。
- (2) 電子入札案件で、開札の結果落札者が決定されたときは、直ちに落札者決定通知を電子入札システムで行うとともに、入札情報システムの入札結果に掲載する。このとき、併せて第7の2により入札記録ファイルを作成し、添付すること。

第3 非電子入札における入札執行等

1 指名通知の方法

- (1) 非電子入札にあっては、総合情報システムで作成した指名通知書（別添4）を電子メールにより送信して、指名通知を行う。
- (2) 総合情報システムが活用できない他部局課室にあっては、別添4のファイルを別途調製のうえ、電子メールに添付して送信する。
- (3) 相手方が指名通知を見たかどうかの確認は、当該電子メール送信に対しそのまま返信してもらう方法で行う。

2 設計書等の閲覧

- (1) 設計書等の閲覧は、電子閲覧と併せて従来どおり閲覧場所を設け、指名通知後速やかに書面の設計書等を4部以上、閲覧に供する。このうち1部は持出禁止とする。
- (2) 電子閲覧は、指名通知日の当日から、総合情報システムを通じて入札情報システムに設計書等を掲載する方法で行う。設計書等はそのままPDF化したものを掲載するが、PDF化にあたりプリントアウトした際に情報が欠落することのないよう、レイアウトには注意すること。
- (3) 閲覧場所からの設計書等の持ち出しの状況は、持出者に別添5を閲覧場所に設置する閲覧箱に投かんさせて確認する。
- (4) 総合情報システムが活用できない土木部以外の他部局課室にあっては、指名通知時に指名業者に設計書等のCD-Rを送付する方法をとり、閲覧場所での書面閲覧は行わない。CD-R化が困難な場合には、設計書等の書面の写しを指名通知後直ちに送付する。

3 設計書等に関する質疑及び回答

- (1) 指名業者から設計内容に関して質疑があったときは、指名業者全員に質疑内容及び回答を電子メールにより通知する。
- (2) 質疑及び回答は必ず電子メールにより行うものとし、電話等その他の方法でのやり取りは行わない。質疑は、電子メール書面によるものに限る。
- (3) 質疑及び回答文書の様式は、任意で差し支えない。

- (4) 回答の最終期限は開札日の3日前とし、質疑提出の最終期限は開札日の8日前とする
(4の(2)により入札書提出期間を短縮する場合には、それに応じて適宜変更する。)。
なお、質疑により設計内容の軽微な変更を行い入札を続行する場合には、第2の4に準じて行うこととする。

4 入札日及び開札時間の設定

- (1) 指名通知日の翌日から入札日までの期間は、14日間以上とすることを原則として設定する。
(2) 案件によって期間短縮を行うことは差し支えないが、最低限10日間（やむを得ないと認められる場合は、7日間）は確保すること。
(3) 非電子入札における入札事務の流れは、別記のとおりである。
(4) 電子入札と非電子入札の開札を同一の日に行う場合においては、非電子入札の開札時間を電子入札の開札時間より後に設定すること。

5 工事費内訳書の取扱い

- (1) 建設工事に係る競争入札においては、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札価格に係る工事費内訳書を提出しなければならない。なお、工事費内訳書をその場で作成することは認めず、入札時に工事費内訳書の提出のない入札参加者は失格とする。
(2) 工事費内訳書提出時には、入札参加者の所在地、名称、工事番号及び工事名が記載されていること及び押印されていることを確認する。
(3) 第2の6の(3)から(5)までの規定は、非電子入札による案件における工事費内訳書について準用する。
(4) 非電子入札による案件において再度入札となった場合は、入札参加者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。

6 落札決定

- (1) 指名競争入札の落札決定には、特に決裁は不要であること。
(2) 入札会場で落札決定を行った後、第7の2により入札記録を作成する。

第4 入札執行上の留意点等（電子入札・非電子入札共通）

1 入札参加意思の確認

- (1) 申請方式による一般競争入札とは異なり、入札参加者を県が一方的に決定する指名競争入札では、入札実施機関は、必ず第2の1(3)又は第3の1(3)により、指名業者が指名の事実を認識しているか（指名通知書を見たか）どうかを確認しなければならない。
(2) 電子メール不通の場合には電話連絡で確認するが、電話確認もとれないときには、直ちに土木政策課（契約担当）にその旨連絡するとともに、当該業者については指名業者から除外する。この場合に、当該除外業者に代わって新たに別の業者を指名することは認められない。
(3) 連絡のつかない業者については、出先機関の協力を得て、土木政策課が営業実態の有無を確認のうえ必要な措置をとる。

2 入札参加資格の取扱い

- (1) 入札辞退により入札参加資格は喪失する。入札を辞退しない者であっても、開札日（非

電子入札においては、入札日）までに第1の1の入札参加資格を喪失した者は、当該指名競争入札に参加することができない。

- (2) 指名通知後、開札日（非電子入札においては、入札日）までに指名停止措置が発効した等の事情により入札参加資格を喪失した指名業者については、別添6により指名取消通知を行う。この場合でも、当該除外業者に代わって新たに別の業者を指名することは認められない。
- (3) 指名取消通知は電子メール送信で行う（総合情報システムでは対応していないので、別途電子メールの送信が必要）が、非電子入札において入札日当日に指名停止措置が発効する等、通知するいとまがない場合には、電話連絡により指名取消を指名業者に伝え、入札参加を取りやめるように指示する。
- (4) 電子入札での指名取消で、指名業者が既に入札価格の登録を行っている場合は、失格として処理する。非電子入札において、(2)又は(3)により指名取消を伝えたにもかかわらず入札を行う者（入札会場で入札はしないよう口頭で指示したにもかかわらず、なお入札書を投かんしようとする者）についても、失格として処理する。
- (5) 指名取消が行われた場合の入札記録の記載は、「指名取消」として入札時失格と区別する。ただし、(4)により失格とした場合には、失格として処理する（失格事由は、「入札に参加する資格のない者が入札をした場合」に該当）。
- (6) 電子入札において入札書提出期間に入札金額の登録をしない者、非電子入札において入札日当日入札に参加しない者は、入札辞退として扱う。
- (7) 入札辞退をせず、また、第1の1の入札参加資格を喪失していないにもかかわらず、特別の理由により入札に参加させることが不適当な指名業者がある場合には、土木政策課（契約担当）と協議すること。

3 入札の執行

- (1) 入札参加者には、あらかじめ電子入札においては建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）、非電子入札においては建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）の内容の周知を図る。各々の入札心得は土木政策課HPに掲載してあるが、入札実施機関においても見やすい場所に持ち帰り自由として置く方法により頒布する。
- (2) 入札辞退等によって入札参加者が1人になったときは入札（再度入札を含む。）は行わず、第5の取扱いによる。ただし、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第8条第1項に規定する別記第3-1号様式の提出による辞退（以下「取退による辞退」という。）があった結果、入札参加者が1人となった場合は入札を執行する。
- (3) 入札により落札者が得られないときは、直ちに再度入札を行う（電子入札においては原則として翌日までに入札し、開札を行う）。再度入札は、2回（初度入札を含めて3回）まで行う。再度入札によても落札者が得られない場合には、第5の取扱いによる。
- (4) 全員が入札辞退といった場合には、設計金額が不適切である（当該予定価格では指名業者が請け負えない）ということも考えられることに注意。

4 指名業者選定に関する苦情処理

- (1) 指名競争入札において指名されなかったことを知った者は、開札の翌日から起算して10日以内に、当該指名競争入札実施機関に対して、書面により、指名されなかった理由の説明を求めることができる。

(2) その他、非指名理由の説明要求の取扱いは、指名業者選定等に関する苦情処理要領（平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知）による。

第5 入札参加者がないとき等の取扱い

1 更改入札

- (1) 入札辞退等により開札（非電子入札においては、入札）までに入札参加者が1人となつたとき（第4の3（2）のただし書きの規定による場合を除く。）又はいなくなつたときは、入札を中止する。再度入札で落札者が得られなかつたときも、同様とする。この場合、指名済みの業者とは全く別の業者を選定して、更改入札を行うことを、まず検討する。
- (2) 更改入札では、指名業者選定をやり直すのみで、施行伺をやり直す必要はない。開札（非電子入札においては、入札）の日時を繰り下げて入札を行うことになるが、予定価格調書は当初入札のものをそのまま使用する。

2 隨意契約

- (1) 更改入札が困難な場合又は更改入札においても落札者が得られない場合には、施行伺を改めて行い（契約方法の変更）、政令第167条の2第1項第8号による随意契約の見積合わせを行う。
- (2) この随意契約では、契約の保証及び履行期限を除くほか、当初入札において定めた予定価格その他の条件を変更することができない（政令第167条の2第2項）。随意契約手続の詳細は、建設工事随意契約の事務取扱要領（平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通知）によること。

3 設計の見直し

- (1) 1又は2によっても落札者（契約の相手方）が得られないときには、設計を見直し、予定価格を変更した上で改めて入札を執行することが必要となる。
- (2) 設計見直しによる入札では、同一工事（委託業務）としての同質性が失われることから、更改入札とはならない。施行伺から改めて行い、工事（業務）番号も新たにとつて、別の新しい契約事務手続として取り扱うこと。

第6 落札者との契約締結の特例

- (1) 落札者について、落札決定後契約締結までの間に次に該当した場合には、当該事案に応じて落札決定を取り消すこと、又は契約を締結しないことがある。
- ① 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - ② 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - ③ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
 - ④ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者又は建設業法第8条第9号に該当したとき。
 - ⑤ その他の事由により第1の1の入札参加資格を喪失したとき。
- (2) (1)により契約を締結しない旨を決定した場合には、新たな指名競争入札の執行により契約の相手方を決定する。
- (3) (1)及び(2)の規定のほか、落札者が契約を辞退する場合又は契約担当機関が落札決定を取り消し、若しくは契約を締結しないこととする場合の取扱いについては、建設工事競争入札事務の手引（平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知）に

において定める「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」の例による。

第7 その他

1 指名通知の公表

電子入札にあっては閲覧用指名通知（別添3（電子入札用））により、非電子入札にあっては閲覧用指名通知（別添3（非電子入札用））により、指名通知後速やかに入札実施機関において閲覧に供すること。

2 入札結果の公表

- (1) 落札決定後速やかに入札記録（建設工事競争入札心得別記第6号様式又は建設工事電子競争入札心得別記第5号様式）を作成し、入札実施機関で閲覧に供するとともに、予定価格が250万円を超える工事については、指名理由書（別添2）を併せて閲覧させる。
- (2) 入札記録は、総合情報システムにおいて作成する。総合情報システムが活用できない他部局課室にあっては、別途調製する必要がある。
- (3) 入札結果は、入札情報システムに掲載し公表する。入札情報システムは、電子入札システム、総合情報システム双方と連携しており、入札情報システムへの入札結果掲載を行うこと。なお、指名理由書の入札情報システムへの掲載は不要。
- (4) 総合情報システムが活用できない他部局課室にあっては、入札記録を当該課室HPに掲載することで、入札情報システムへの入札結果掲載に代える。この場合にも、指名理由書のHP掲載は不要。
- (5) 落札決定後、予定価格、最低制限価格、各入札参加者の入札価格は、入札記録で公表する。入札参加者であっても、予定価格、最低制限価格、落札者名及び落札価格以外の情報は、入札記録で確認してもらう。
- (6) 入札記録の公表（入札情報システムへの掲載を含む。）は、遅くとも開札（非電子入札においては、入札）の日の翌日には行うこと。

3 参考

指名競争入札事務の流れは、別記のとおりである。

4 施行期日

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、改正後の規定中「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に係る部分は、契約締結日が平成23年4月1日以後であって、同日前に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成28年5月9日から施行し、契約締結日（予定を含む。）を平成28年6月1日以後の日とする指名競争入札において適用する。

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。